

会計管理者の事務の委任

平成19年4月1日告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、会計管理者をしてその事務の一部を次のとおり出納員及び現金取扱員に委任させた。

出 納 員	現金取扱員	委 任 事 務
総務課長		不燃物ごみ処理手数料の収納、不用品の売却代金の収納、その他課の所管に係る徴収金の収納及び物品の出納保管
電算課長		課の所管に係る物品の出納保管
介護保険課長		出張徴収を命ぜられ又は直接課に持参した介護保険料の収納、その他課の所管に係る徴収金の収納及び出納保管
	取 扱 職 員	組合を組織する関係市の役所に直接持参した介護保険料の収納
消防本部総務課長		消防手数料の収納、不用品の売却代金の収納、その他課の所管に係る徴収金の収納及び物品の出納保管

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 収入役の職務権限の委任（平成12年島原地域広域市町村圏組合告示第13号）は、廃止する。